中小企業等 IoT 導入促進補助金に関する質疑及び回答について

（平成３０年４月１７日まで受付分）

【質問９】IoT 化した設備の購入だけは、補助対象となるのか。

【回答】IoT 化した設備の購入だけでは補助対象になりません。システム開発に伴い、設備の購入を行う場合は補助対象となります。

【質問 10】補助事業者の従業員が情報システムをカスタマイズする場合は、補助対象となるのか。

【回答】本補助金では労務費を補助対象としていないため、補助対象になりません。

【質問 11】中古装置の購入費は、補助対象経費として認められるか。

【回答】募集要領別表（注）５－（１３）に記載のとおり、中古市場における価格設定の適正性が明確でないため、中古品の購入費は補助対象になりません。

【質問 12】ソフトウェア開発等を行う個人事業主は、県内に本社を有するソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する企業等にあてはまるか。

【回答】事業内容がソフトウェア業または情報処理サービス業に属する内容であれば、あてはまります。事業内容を確認できる資料を申請時に添付してください。

【参考】中小企業等 IoT 導入促進補助金に関する質疑及び回答について

（平成２９年４月２１日まで受付分）

【質問５】補助事業用のシステムを社内サーバーに構築する場合、サーバーの購入費は補助対象になるのか。

【回答】募集要領の別表の機械装置費に示す「専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（省略）及び専用ソフトウェア」の購入に該当すると考えます。ただし、補助事業のために必要十分な仕様とし、原則１台を補助対象とします。

【質問６】システム構築を一から設計、製作するのではなく、パッケージ製品のカスタマイズも対象になるのか。

【回答】県内に本社を有するソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する企業等と協同し、同企業がカスタマイズを行うならば、パッケージ製品の使用も対象となります。

【質問７】補助事業を協同するソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する企業等は、企業リストあり、その中から企業等を選択するのか。

【回答】募集要領別紙の注２の「県内に本社を有するソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する企業等」のとおりであり、特にリストから選ぶものではありません。

【質問８】募集要領の別表の（注）５－（１２）には、パソコン、タブレット端末やスマートフォンは、補助事業以外にも利用できるため、補助対象外とあるが、専ら補助事業のために使用し、購入が必要である場合は補助の対象となるか。

【回答】補助事業以外の使用になり得る、汎用性の高い機器の購入費は対象外となります。しかし、新たに機器を購入しないと補助事業ができない場合は、機器をリースやレンタルしていただき、利用開始日から平成３０年３月末日までの経費を補助対象とします。
なお、汎用性の高い機器の使用を検討されている場合は、補助事業の内容がわかる資料とともに、申請前に県の担当者まで相談して下さい。

【参考】中小企業等 IoT 導入促進補助金に関する質疑及び回答について

（平成２９年４月１７日まで受付分）

【質問１】補助対象となる IoT の設備導入とは何か。

【回答】募集要領の別表の（注）１に記載にある「複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される各種の情報・データを活用して、①監視（モニタリング）、②保守（メンテナンスサービス）、③制御（コントロール）、④データ分析（アナライズ）のいずれかを行うこと」を満たすこととします。

【質問２】「みなし大企業」は補助対象外か？

【回答】本補助金の中小企業は、中小企業基本法で定義されている中小企業者としています。大企業である親会社から一定の割合で出資を受けているなど大企業の支配下にある企業いわゆる「みなし大企業」は同法では規定されていないため、同法第２条第１項第１号から第４号までのいずれかに該当する企業を補助対象者とします。

【質問３】既存設備の機能追加やリプレースは補助対象になるか。

【回答】どちらも補助対象となります。ただし、既存設備への機能追加については、どの部分が機能を追加した箇所かを把握できるように機能を追加する前及び追加した後の状態を写真で記録するとともに、機能の追加に要した費用を経理書類で把握できるように整理をお願いします。

【質問４】募集要領別表の補助対象経費の「クラウド利用料」の補助対象期間は、利用開始した日から３月末までの利用分か。

【回答】その通りです。